

あきた青色通信

秋田青色申告会の情報マガジン

発行
秋田青色申告会
秋田市大町3丁目2番44号
協働大町ビル3階
E-mail aoshin-akita@estate.ocn.ne.jp
URL aoshin-akita.com

2024年4月1日発行

令和5年分確定申告 お疲れ様でした！

秋田青色申告会では1月～3月を、決算申告特別期間として、指導体制の強化を図り取り組みました。会計ソフトであるブルーリタナーAの操作指導や、東北税理士会秋田南支部の協力で、決算申告に関する税務相談、電子申告代理送信イータックスを行いました。令和5年分の電子申告代理送信の件数は所得税75件、消費税25件でした。例年、2月から相談者が多くなり3月の申告締切まで混み合います。PC持参での操作指導は時間がかかりますので、12月まで来会し、疑問点は年内に解決するようにしましょう。

● 記帳相談日 (要予約)

記帳相談日は「毎週水曜日・木曜日」です。
*日々の記帳やブルーリタナーAの操作指導に関する無料相談は12月までです。

● 税務相談日 (要予約)

事業・譲渡・相続・贈与等
「毎週第3水曜日」です。
*税務相談は、税理士会の派遣税理士が担当します。

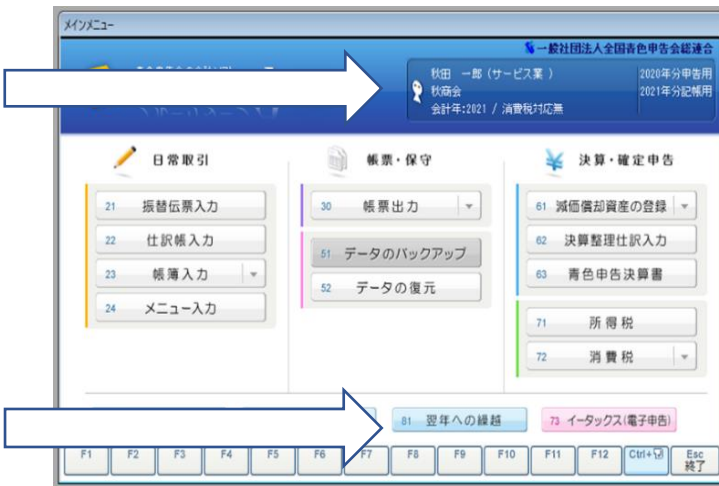
ブルーリタナーAの 繰越をしましょう

所得税・消費税の確定申告が終わり、「翌年への繰越」の操作をしましょう。この操作をすることで令和6年のデータを作成することができます。

会計年を確認しましょう 繰越すると2024になります。

81 翌年への繰越

クリックします



*繰越やブルーリタナーAに関するご質問ご相談は、お気軽に事務局までお問い合わせ下さい！

★秋田青色申告会 第70回定時総会

総会日時
令和6年4月22日(月)

○秋田総会
午後1時30分～

○南連総会
午後3時30分～

引き続きオプザーバーで参加

○合同懇談会(会費5千円)
午後5時10分～

○会場 協働大町ビル

*出席される方は、同封の用紙でお知らせ下さい。Eメール・電話・メール

★本年度の 会費納入について

本年度会費(6千円)

秋田青色申告会は会員の会費で運営している団体です。

会費納入期日は

4月末です。
お早めに納入を
お願い致します



★令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます。

義務化の理由とは？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっていきます。この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

相続登記義務化とは？

相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内、相続登記することが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があるありません。正当な理由がないのに相続登記しない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記する必要があります。

詳しくは、こちらの
法務省ホームページ



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

毎日の記帳を 誰かに頼みたい

と思ったらご相談ください！

秋田青色申告会では忙しいあなたに代わって毎月の記帳から決算申告まで事務を代行いたします。

お気軽に
ご相談ください。



内容は専任の税理士が確認いたしますのでご安心です。

ご希望の方はご連絡ください。

☎ 018-893-4115

所得税と住民税の定額減税とは (令和6年度税制改正)

定額減税とは (個人事業主の場合)

令和6年度税制改正で、所得税と住民税の定額減税が決まりました。

定額減税とは「一人あたり所得税3万円・住民税1万円」を差し引く、または給付するとする制度です。税金を払っていない人や所得税と住民税の納付額がそれぞれ3万円・1万円に届かない人には、別途給付金が支払われる予定です。

定額減税による減税額

所得税：本人3万円+扶養親族の人数×3万円

住民税：本人1万円+扶養親族の人数×1万円

なお令和5年の年間所得金額が1805万円を超える人は対象外です。

個人事業主の定額減税はいつから？

《所得税》
予定納税が発生していない個人事業主については、確定申告で減税します。
そのため個人事業主が定額減税を受けられるのは、予定納税のある方は7月から、予定納税のない方は令和7年(2025年)の2~3月になります。

《住民税》
普通徴収の場合は6月の一期目から引いていきます。
6月で引ききれなければ、二期目以降の納付額から順次控除されます。

*確定申告による調整に関する手続きについては、後日国税庁ホームページで公開される予定です。

従業員を雇用している場合

個人事業主でも従業員を雇用している場合は従業員の定額減税についても対応しなければなりません。給与収入がある人については、基本的に会社側が定額減税を行います。

給与支払者向け定額減税説明会について

税務署では、令和6年5月まで、定額減税の概要や源泉徴収事務について、給与支払者向けの説明会を税務署等において開催します(参加費用無料)。

秋田南税務署が行う説明会日程等については、国税庁のホームページ上で確認して下さい。

2024(令和6)年改正電子帳簿保存法について

システム導入が難しくても大丈夫!!

令和5年12月

令和6年1月からの電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、令和6年1月からはどうすればいいだろう。

以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。

仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。 可視性 OK

【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいだろう。

不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。

その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね! 真実性 OK

そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、令和6年1月からは消さずに保存する必要があるのね。

そのとおりです。電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? → 裏面へ

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。

(1)と(2)を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です。

「人手不足」はこれを満たすんだな。

はい、ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

- (1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要です。)
- (2) 税務調査等の際に、
 - 電子取引データのダウンロードの求め
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

電子取引データを消さずに保存しつつ、税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるようにしておけばいいのね。

そのとおりです。ご対応をよろしくお願いします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。

* 令和4年度税制改正で措置された「有価措置」は、適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは?

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます

